

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項第1号中「自己の氏名等」を「自己の氏名等又は自己の事業若しくは営業の内容」に改め、同項第5号を削る。

別表第2第5項第3号を次のように改める。

(3) 自動車に別表第1第8項各号に規定する基準に適合しない広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合は、次によるものとする。ただし、国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合、広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示し、若しくは設置する場合又は運送する物品若しくはその製造元若しくは販売元の名称、商標若しくはこれらに類するものを表示する場合であつて、当該物品の運送に関して荷主と継続して運送する契約関係があるときは、この限りでない。

ア 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。

イ 表示面積は、1車両当たり4.2平方メートル以内とすること。

ウ 側部を利用するものは、1箇所当たり縦の長さ0.6メートル以下、横の長さ3メートル以下とし、一側部の面積の合計は1.8平方メートル以内とすること。

エ 後部を利用するものは、縦の長さ0.6メートル以下、横の長さ1メートル以下とし、その数は1箇所とすること。

同項第4号を削り、同項第5号中「（第5号を除く。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号ア中「及び屋根」を削り、同号を同項第5号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る広告物等の基準及び規格について適用し、同日前の申請に係る広告物等の基準及び規格については、なお従前の例による。